

令和4年度

危険物安全週間

期間 6月5日(日) から 11日(土)まで

推進標語 【一連の 確かな所作で 無災害】

危険物安全週間は平成2年消防庁により制定され、以来毎年6月に各種事業が実施されています。

石油類をはじめとする危険物は、事業所等で幅広く利用されるとともに国民生活にも深く浸透し、その安全確保は欠かせないものとなっています。このため事業所における自主保安体制の確立や国民の危険物に対する意識の向上と啓発を図っています。

危険物施設等における保安体制の整備促進

ガソリン、軽油、灯油などの危険物やLPガスなどによる事故を防止するため、次のことに注意し自主保安体制を整備、促進しましょう。

◆危機管理体制の確立◆

万一の事故に備えて、初期消火、通報・連絡、避難、誘導、漏えい時の応急対策といった消防訓練を的確に実施しましょう。



◆危険物の維持管理◆

危険物の入った容器は、種類を表示し、栓をしましょう。

◆定期点検による安全対策◆

危険物施設、消火設備及び警報設備等の定期点検を実施し、安全対策を推進しましょう。

◆地震等災害時応急対策の確立◆

地震発生時における危険物施設等の被害発生防止のため、耐震改修の促進や的確な応急対策を確立しておきましょう。

◆法令基準の遵守◆

危険物などの関係法令を遵守し、適正に維持管理しましょう。



※ 事業所における保安体制の整備を図るため、一定の危険物施設の設置者には、危険物保安監督者の選任、予防規程の作成等が義務付けられています。また、危険物施設の種別や、危険物の数量に応じて、定期点検や危険物の漏れの点検が義務付けられています。

消毒用アルコールの安全な取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、手指の消毒等のため、消毒用アルコールを使用する機会が増えていますが、一般に消毒用アルコールの物性として、次の特徴があります。

アルコールの火災予防上の特徴

- 火気に近づけると引火しやすい。
- アルコールから発生する可燃性蒸気は、空気より重く、低いところにたまりやすい。

このため、ご家庭や事業所などにおいて、消毒用アルコールを使用する場合、下記に示す火災予防上の一般的な注意事項に十分注意の上、安全に取り扱ってください。

⚠ 火災予防上の一般的な注意事項 ⚠

- ☆ 消毒用アルコールを使用するときは、火気の近くで使用しないようにしましょう。



- ☆ 消毒用アルコールを容器に詰め替える場合は、漏れ、あふれ又は飛散しないよう注意しましょう。また、詰め替えた容器に“消毒用アルコール”や“火気厳禁”などの注意事項を記載してください。



- ☆ 消毒用アルコールの容器を設置・保管する場所は、直射日光が当たる場所や高温となる場所は避けましょう。



- ☆ 消毒用アルコールの容器を落下させたり、衝撃を与えることのないように気をつけてください。



- ☆ 室内の消毒や消毒用アルコールの容器詰め替えなどにより、アルコールの可燃性蒸気が滞留するおそれがある場合には、通気性の良い場所や換気が行われている場所で行いましょう。また、密閉した室内で多量の消毒用アルコールの噴霧を行うことはさげましょう。



問い合わせ先 瀬戸市消防本部 予防課予防係 ☎85-0479
瀬戸市危険物安全協会・瀬戸市消防本部